指名停止と同様の措置の概要

１．業者名及び住所

業　　者　　名	住　　所	備　　考
京葉ガスエナジーソリューション(株)	千葉県市川市鬼高４－３－５	

２．措置期間　　令和８年１１月２日～令和９年５月１日（６か月）
（※今後、有資格者となった場合この措置期間の始期から６か月の指名停止措置を行う。）

３．指名停止措置の適用範囲　　工事

４．事実概要
京葉ガスエナジーソリューション(株)の元社員は、千葉県企業局市川水道事務所が令和５年１２月１５日に入札を執行した工事の入札に関し、公契約関係競売等妨害罪により千葉簡易裁判所から罰金８０万円の略式命令を受けその刑が確定した。
また、このことが建設業法第２８条第１項第２号に該当し、国土交通大臣から営業停止処分を受けた。

５．措置理由
「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」（平成１１年３月３１日告示第２２号。以下,「指名停止等措置要綱」という。）第２条第１項及び別表第２第９項及び１４項に該当。

措　　置　　要　　件	期　　間
別表第２（第２条，第４条－第６条，第８条関係） 贈賄，談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準 （公契約関係競売等妨害又は談合） ９　有資格者である個人、有資格者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前２項に掲げる場合を除く。）。 （建設業法違反行為） 14　有資格者が、建設業法第28条の規定に基づく次に掲げる監督処分（同条第１項第１号、第２号又は第３号に該当し、監督処分を受けたときを除く。）を受けたとき。 （１）　略 （２）　営業停止処分を受けたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から６月以上１２月以内

問　　い　　合　　わ　　せ　　先
土浦市総務部契約検査課契約検査係 土浦市大和町９番１号 電話　０２９－８２６－１１１１　（内線）２２２６・２２２７